

消費税のインボイス制度の実施延期を求める意見書

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められている。

インボイス制度は、事業者間の取引慣行に多大な影響を与え、免税点制度を実質的に廃止しかねないものであり、また、仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、新規起業者や個人事業主の育成が停滞する恐れもある。

今コロナ禍の中で、物価上昇や原材料等の価格高騰による中小企業及び自営業者の経営危機がかつてなく深まり、インボイス制度に対応できる状況にないことから、多くの中小企業団体及び税理士団体が「凍結」、「延期」、「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げている。

地域に根差して活動する中小企業及び自営業者の存在は、新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済社会においても、不可欠であり、税制で商売を阻害することはあってはならない。

よって、国におかれては、消費税インボイス制度の実施を延期するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年1月5日

宮城県東松島市議会議長 小野 幸男

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様